

平成28年12月中川村議会定例会議事日程（第3号）

平成28年12月9日（水） 午後2時00分 開議

- 日程第 1 請願第 6号 免税軽油制度の継続を求める請願書
- 日程第 2 陳情第 10号 給付型奨学金制度の創設等を求める意見書の採択を求める陳情書
- 日程第 3 陳情第 11号 「駆け付け警護」付与の閣議決定を撤回し南スーダンPKOからの撤退を求める陳情
- 日程第 4 陳情第 12号 立憲主義全否定の自民党草案を持ち込む憲法審査会の審議中止を求める陳情
- 日程第 5 陳情第 13号 放射性廃棄物を全国に拡散させないよう求める陳情
- 日程第 6 陳情第 14号 「誰もが安心して利用できる医療・介護の実現を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第 7 発議第 1号 軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書の提出について
- 日程第 8 発議第 2号 給付型奨学金制度の創設等を求める意見書の提出について
- 日程第 9 発議第 3号 放射性廃棄物を全国に拡散させないよう求める意見書の提出について
- 日程第 10 発議第 4号 誰もが安心して利用できる医療・介護の実現を求める意見書の提出について
- 日程第 11 発議第 5号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について
- 日程第 12 委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（10名）

1番	高橋昭夫
2番	
3番	松澤文昭
4番	鈴木絹子
5番	中塚礼次郎
6番	柳生仁
7番	小池厚
8番	大原孝芳
9番	村田豊
10番	山崎啓造

説明のために参加した者

村長	曾我逸郎	副村長	河崎誠
教育長	下平達朗	総務課長	米山正克
会計管理者	半崎節子	住民税務課長	井原伸子
保健福祉課長	中平仁司	振興課長	富永和夫
建設水道課長	小林好彦	教育次長	座光寺悟司

職務のために参加した者

議会事務局長	菅沼元臣
書記	松村順子

# 平成28年12月中川村議会定例会

## 会議のてんまつ

平成28年12月9日 午後2時00分 開議

- 事務局長      ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)
- 議 長      ご参集ご苦労さまです。  
ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。  
日程第1 請願第6号 免税軽油制度の継続を求める請願書を議題とします。  
本件は総務経済委員会に付託してあります。  
総務経済委員長から審査結果の報告を求めます。
- 総務経済委員長      それでは請願の審査報告をいたします。  
去る12月5日、本会議におきまして総務経済委員会に付託されました請願、受理番号6号、免税軽油制度の継続を求める請願書についての審査を12月の7日、役場第1委員会室におきまして委員4名出席のもと慎重に実施をいたしました。  
審査の結果は全員賛成により採択です。  
この請願の趣旨は、道路を走らない機械に使う軽油について軽油引取税1ℓ当たり320円10銭を免税する制度で、冬季観光産業や農林水産業等の広範な産業の発展に貢献をしてきた制度ですが、平成30年3月末で廃止される状況にあり、この措置の廃止は地域の経済全体に深刻な影響を与えることとなります。免税軽油制度を平成30年4月以降も継続することを求めるというものです。  
審査の過程で出された内容について報告をいたします。  
「スキー場関係からの請願ではあるが、農業関係や多くの産業に影響は大きい。弱者からの声でもあり、意見書を上げていくべき。」などの内容が出されました。  
ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議 長      委員長報告を終わりました。  
これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議 長      質疑なしと認めます。  
次に討論を行います。  
討論ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議 長      討論なしと認めます。  
これから採決を行います。  
この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長 長 全員賛成です。したがって、請願第6号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第2 陳情第10号 給付型奨学金制度の創設等を求める意見書の採択を求める陳情書

を議題とします。

本件は厚生文教委員会に付託してあります。

厚生文教委員長から審査結果の報告を求めます。

○厚生文教委員長 それでは委員会の報告をさせていただきます。

去る12月5日の本会議において厚生文教委員会に付託されました陳情、受付番号第10号、給付型奨学金制度の創設等を求める意見書の採択を求める陳情書につきまして、12月7日、委員全員の出席のもと慎重に審査をいたしました。

審査の結果は全員の賛成で採択でした。

この陳情の趣旨は、今や2人に1人が奨学金を利用している状況のもとで、卒業しても不安定な雇用で返したくても返せない人が増えており、大きな社会問題になってきて、さきの参議院選挙ではほとんどの政党が給付型奨学金制度の創設を公約に掲げざるを得なかったが、制度設計はこれからになっている。この時期に貸与から給付へ、有利子から無利子への流れをつくり、教育の機会均等を確保する観点から学費を含めた教育負担の軽減を実現するために意見書を提出することを求める陳情でありました。

審査の過程で出された主な意見としましては、「2人に1人が借金をしている現状は教育の機会均等を確保する観点から陳情に賛成したい。」「具体的な財源等が決まっていけないので、財源確保を図りながら早急に創設すべきである。」などでした。

以上、よろしく審議をお願いいたします。

○議長 長 委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長 長 全員賛成です。したがって、陳情第10号は委員長の報告のとおり採択することに決

定しました。

日程第3 陳情第11号 「駆け付け警護」付与の閣議決定を撤回し南スーダンPKOからの撤退を求める陳情

を議題とします。

本件は総務経済委員会に付託してあります。

総務経済委員長から審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長

それでは、陳情審査報告をいたします。

12月5日、本会議におきまして総務経済委員会に付託されました陳情、受理番号11号、「駆け付け警護」付与の閣議決定を撤回し南スーダンPKOからの撤退を求める陳情についての審査を、12月7日、役場第1委員会室におきまして委員4名出席のもと慎重に実施をいたしました。

審査の結果は反対多数により不採択です。

この陳情の趣旨は、安倍内閣は南スーダンに派遣する陸上自衛隊に安保関連法の改正PKO協力法に基づく駆けつけ警護の付与を閣議決定しました。自衛官が武装集団に襲われた国連職員や他国軍兵士を救援する駆けつけ警護の際に、初めて正当防衛を超える武器使用が任務として可能になりました。武器を使えば武力行使となり、戦闘になります。駆けつけ警護の武器使用は憲法違反の安保法制にさらに憲法違反を上乗せする行為であり、容認できません。安保関連法案の国会審議では、改正PKOの協力法の問題はほとんど議論がされませんでした。この改正法自体の是非こそ議論し直すべきです。直ちに憲法違反の駆けつけ警護付与の閣議決定を撤回し、南スーダンPKOから撤退すべきというものです。

審査の過程で出された内容について報告をいたします。

「国会で決まっております、すでに動き始めている。趣旨は理解できるので趣旨採択とすべき。」「PKO国連平和維持活動で海外において仲間が危険な状態に遭遇した場合、自衛隊が駆けつけてくれなくてどこが駆けつけてくれるのか。」「日本は金を出して何もしないのかとも言われている。」「部隊長の指揮で武器を使わないで撤退するものと考えてるので、心配はされることなないというふうに思う。」といったことが出されました。

以上、よろしく、審議のほどお願いいたします。

○議長

委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

まず原案に賛成の方の発言を許します。

○7番

(小池 厚) 私は陳情に賛成の立場で討論に参加をしたいと思います。

第2次安倍内閣は、国会での有利な状況を盾に、これまで歴代内閣の見解を踏み越

え、安全保障環境の変化に対応するという名目のもと、周辺事態法、緊急事態法、さらに秘密保護法と矢継ぎ早に憲法解釈を拡大してきました。その極めつきが、昨年、成立させた安保法による駆けつけ警護付与であります。自衛隊の海外派兵が専守防衛の法解釈で明らかに憲法違反であると言われているにもかかわらず、安保法を改悪し、さらに駆けつけ警護まで付与しました。

一方、これまで国連のPKO活動は、対象となる国の政治状況が安定しているもとの平和維持活動がその主たる目的であったのですが、最近では活動内容が変わってきており、今回の南スーダンも政治状況が不安定で、政府軍と反政府軍との内戦がいまだに続いている状況だと報道されております。国連から要請された他の国のPKO群の中には、この内戦の犠牲者も出ていていると聞いております。そのような状況のもとで同盟国の駆けつけ警護に出ていけば、必ず戦闘に巻き込まれ、武器の使用は避けられないと思うわけです。

戦後75年間、現憲法のもとで海外で一人も人の命を危めず、一人の自衛隊員も死なずに来ております。この誇れる歴史をここで曲げることは、大多数の国民は望んでおりません。

安倍首相は、この12月下旬にハワイでアメリカのオバマ大統領と真珠湾で慰霊することが予定されております。日米同盟の強化のための制服の下に鎧をまとった外交姿勢を即刻改め、今の憲法の平和条項を積極的に推し進めるよう強く要求したいと思います。

以上、不戦の誓いを宣言した村の議員として私の考えを述べ、本陳情に対する賛成討論といたします。

○議 長  
○6 番

次に、原案に反対の者の発言を許します。

(柳生 仁) 私は、ただいまの原案に対して反対の立場で討論いたします。

平和安全法制の施行により国際社会への平和及び安全の確保にこれまで以上に自衛隊が積極的に貢献することが可能になりました。これにより、例えば国際社会の平和と安全が脅かされている事態に国際社会が一致団結して行動する場合には、我が国も国際社会の一員として協力・支援行動などができるようになりました。

南スーダンでは、キール大統領及び反対派を代表するタバン・デン副大統領からも自衛隊のこれまでの貢献に対して謝意が示されております。

駆けつけ警護については、自衛隊施設部隊の近傍でNGO等の活動関係者が襲われ、ほかに速やかに対応できる国連部隊が存在しないといった極めて限定的な場面で、緊急の要請を受け、この人道性及び緊急性にかんがみ、応急的かつ一時的な処置として、その能力の範囲内で行うものとしています。

南スーダンにおいては、平成23年、民主党、野田内閣において国連の要請を受け自衛隊の派遣が決定されています。南スーダンは独立して5年を経過しており、まだまだ治安は安定していませんが、国際社会が支援することで平和と安全な国になるよう支援が必要であります。ということで、協力している国について若干触れてみますが、何と60カ国にも及びます。幾つか言ってみますが、アメリカ、イギリス、ロシア、中

国、それから、アジアからは韓国、ベトナム、インドネシア、モンゴル、キルギス、タイ、ミャンマー、ブータン、大洋州からはオーストラリア、ニュージーランド、フィジー、パプアニューギニア、サモア、北米からはカナダ、南米からはブラジル、ペルー、アルゼンチン、欧州からはドイツ、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、デンマーク、スイス、ポーランドなどでありまして、これらのほか、まだみずからの国が困難な状況なのにウクライナも参加しております。こうした状況の中で日本だけが心配で撤退することが国際社会で理解されるのでしょうか。今までにも自衛隊は不測事態のときにも邦人の警護をしてきております。現在、ジュバには20人ほど邦人がいるということでもありますけれども、今いかなる国においても一国だけで自分の国の平和を守れない状況にあり、国際社会の平和と我が国の平和、お互いに協力することが大切と思っております。

よって、陳情11号に対して反対の立場で討論します。

○議 長  
○3 番

ほかに討論ありませんか。

(松澤 文昭) 私は、駆けつけ警護とは、自衛隊が外国でPKO活動をしている場合に、自衛隊の近くで活動するNGOなどが暴徒に襲撃されたときに、襲撃されたNGOなどの緊急の要請を受け、自衛隊が駆けつけてその保護に当たる行動であるというふうに理解をしております。

国会での議論やメディアなどの報道ぶりを見ると、派遣された部隊は、あたかも駆けつけ警護が主任務であるような報道となっております。主任務は南スーダンの国づくりを手伝う施設活動であり、活動期間中、場合によっては緊急的に駆けつけ警護を実施することもあり得るとのことだというふうに考えております。

したがって、国際貢献のためにも陳情には反対をしていきたいというふうに思っております。

○議 長  
○1 番

ほかに討論ありませんか。

(高橋 昭夫) 私は反対の立場から討論をいたします。

日本の安全を守り、世界の平和に貢献するために何が必要なのか、本件陳情を見たとき、その政治信条に違いのあることを思います。

元国連の難民高等弁務官の緒方貞子氏は「自分だけがちんまりと安全に暮らすというのは平和主義とは呼べない。島国根性から抜け出していないということではないか。島というのは外と交流すれば反映する。人も物の情報も国境を越えて行き来する時代だから、持ちつ持たれつという意識は一層大事になってくる。日本は大きな影響力と責任を持つ国であり、島に閉じこもった平和観では、もう通用しない。」とされています。

憲法9条を守れ、あるいは現実を見ろといった、この議論での決まり文句に寄りかからず、視野を広くして平和や安全保障をどう見直すべきなのかとも言われています。

これら、今申し上げました視点から考えてみたとき、本件陳情は賛成できず、反対の討論といたします。

○議 長

ほかに討論ありませんか。

- 議長 「なし」と呼ぶ者あり  
これで討論を終わります。  
これから採決を行います。  
この陳情に対する委員長の報告は不採択です。  
陳情第 11 号 「駆けつけ警護」付与の閣議決定を撤回し南スーダン P K O からの撤退を求める陳情、これが原案です。これを採択することに賛成の方は挙手願います。  
〔賛成者挙手〕
- 議長 賛成、反対が同数です。したがって、議長が本件に対して裁決します。  
陳情第 11 号については、議長は不採択と裁決します。  
日程第 4 陳情第 12 号 立憲主義全否定の自民党草案を持ち込む憲法審査会の審議中止を求める陳情  
を議題とします。  
本件は総務経済委員会に付託してあります。  
総務経済委員長から審査結果の報告を求めます。
- 総務経済委員長 それでは、陳情審査報告をいたします。  
12 月 5 日、本会議におきまして総務経済委員会に付託されました陳情、受理番号 12 号、立憲主義全否定の自民党草案を持ち込む憲法審査会の審議中止を求める陳情についての審査を、12 月 7 日、役場第 1 委員会室におきまして委員 4 名出席のもと慎重に実施をいたしました。  
審査の結果は、全員の反対で不採択です。  
この陳情の趣旨は、憲法審査会での自民党草案を反映する改正条項の検討は一切容認できない。現憲法の根底的な否定に満ち溢れており、天皇厳守性、国防軍の創設、個人の尊重否定の上に家族及び和の道徳を持ち込む権利の制限、義務の増加など、憲法の三原則をなす平和主義、国民主義、基本的人権の尊重という普遍的原理をことごとく踏みにじっています。しかも、人間は生まれながらにして持っている権利の基本的人権を規定する 97 条の削除、99 条の憲法尊重・擁護を国民の義務とするなど、立憲主義の全面否定が鮮明であること、年初から再三再四、憲法改正に言及しながら、参議院選挙では終始無言、公約に書いただけの議論なき結果の多数獲得で自民党草案の憲法改正が支持されたというのは、民主主義を冒瀆する態度で、国民的議論の放棄です。憲法審査会において改正手続に入る具体的条項の審議は一切中止し、改正の是非は主権者の国民の議論に差し戻すべきであるというものです。  
審査の過程で出された内容について報告をいたします。  
「憲法審査会が開催されたことが憲法改正にはならない。国民の 3 分の 2 の賛成が必要となるのだから。」「憲法審査会の審議を中止するということは、すべてを否定していることになる。」「国民の 3 分の 2 という点から、審査会での議論は大変大事だ。」といったことが出されました。  
以上、よろしく審議のほどお願いいたします。
- 議長 委員長報告を終わりました。



- これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議 長 質疑なしと認めます。  
次に討論を行います。  
まず原案に賛成者の発言を許します。
- 8 番 (大原 孝芳) では、私は賛成討論をいたします。  
今、委員長のほうから説明がありましたように、陳情の趣旨については、立憲主義の全否定の自民党草案を持ち込む憲法審査会の審議中止を求めるということでございます。これは、自民党の草案というものが現在できていまして、皆さん読んだことがあるかどうかちょっとわかりませんが、非常に現憲法とは全然異質のものでございます。それで、ここにも、陳情書にも書いてありますが、天皇元首制、国防軍の創設、個人の尊厳否定、そういったような、こういった文言が書かれています。そして、安倍政権は、こういった自民党の草案に対して野党も自分たちで草案を出せばいいじゃないかと、こんな発言もしています。つまり、憲法改正を求めているのに草案を出せと野党に言っているようなことであります。もう、これは全然、もう憲法審査会の意義がないわけでございます。
- したがって、まず、自民党草案というものはですね、たたき台にはならないと、まず、これが憲法審査会の、まず一番最初のスタンスでございます。したがって、まず審査会は、自民党草案は、まず絶対出さない、それから、ここにも書いてありますが、本当に憲法改正が必要かどうか、国民は本当に望んでいるか、去年の安保草案のときもそうでしたが、つまり、現政府は憲法というものを踏みにじて安保草案を通しました。憲法学者が憲法違反だと言うものを踏みにじて出しているわけです。そういった方々が、憲法を守らない政権が憲法を改正する、もう言語道断でございます。したがって、本当に国民が望む憲法改正があるのか、まず、そこからスタートすべきであると考えます。
- したがって、この陳情書は、まさに中川村議会から採択されるべきと考えます。  
以上、賛成討論といたします。
- 議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。
- 3 番 (松澤 文昭) 私は、個人的に憲法改正に賛成ですか、それとも反対ですかというような質問があった場合、私は賛成というふうに答えるというふうに思います。それから、自民党の草案に賛成かと質問されたら、私は反対というふうに答えるだろうというふうに思っております。その理由は、憲法の中で自衛隊という名の軍隊を集団的自衛権のために海外派遣をしていると、そういうふうな理由ではなくて、法治国家としてどうかと、あるいは、ここにあります立憲主義ということについてどうかという点が私はいつも頭にあって、憲法の条項と国家運営の実態がずれがないということが、やはり法治国家であり、立憲主義だというふうに思っているわけでありまして。
- ところが、日本の場合、憲法は明らかに軍隊の保有を禁じているわけでありましてけ

れども、自衛隊というような事実上の軍隊を保有をしているというふうに考えております。要するに、明らかに違憲状態が続いているということでもあります。これを、いろんな憲法解釈論で違憲状態を無視し続けているというのが今の日本の実態であるというふうに思っております。

憲法は国軍隊の保有を禁じているけれども、現実問題として軍隊が必要になった場合、法治国家としてとることの選択肢は、私は2つしかないというふうに考えております。一つは、憲法を尊重し、軍隊を持たずに何とか軍事的脅威に対抗することと、もう一つは、憲法を改正し、軍隊を持つ必要がある現実に憲法を合わせることだろうというふうに考えているわけであります。

ところが、日本は、このどちらの選択をとることもできず、法治国家あるいは立憲主義ということの中で、これらのことを一部放棄をしているというふうに私は考えております。

したがって、現行の中では、もろもろの法令が制定、乱発されているわけでありませうけれども、運用においては軽視されるというような現状を是正するためにも、憲法を確実に守っていくということが、私は、法治国家として、あるいは立憲主義として日本を発展させるための重要な方向づけだろうというふうに思っております。

したがって、やはり憲法改正について、私は、議論をしていくことが重要であると考えておりますので、違った意味で陳情には反対をしていきたいというふうに思っております。

○議長 長 ほかに討論ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 これで討論を終わります。  
これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

陳情第 12 号 立憲主義全否定の自民党草案を持ち込む憲法審査会の審議中止を求める陳情、これが原案です。これを採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 長 賛成、反対が同数です。したがって、議長が本件に対して裁決します。

陳情第 12 号については、議長は不採択と裁決します。

日程第 5 陳情第 13 号 放射性廃棄物を全国に拡散させないよう求める陳情を議題とします。

本件は総務経済委員会に付託してあります。

総務経済委員長から審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長 それでは報告いたします。

12月の5日、本会議におきまして総務経済委員会に付託されました陳情、受理番号13号、放射性廃棄物を全国に拡散させないよう求める陳情についての審査を、12月の7日、役場第1委員会室におきまして委員4名出席のもと慎重に実施をいたしました。審査の結果は、全員賛成により一部採択です。議会での決議に対しては全員反対で

不採択、政府への意見書に対しては全員が賛成で採択となりました。

この陳情の趣旨は、低線量の放射線被曝の影響は、これ以下で安全であるというしきい値はありません。被曝量の強さとともに健康リスクが増大することを前提に被曝防護を行うことが国際的合意となっており、そのため、従来 100 ベクレルを超える放射性廃棄物はドラム缶詰めにし、原発敷地内に厳重に保管されていました。ところが、2011 年の福島第一原発事故を受け、政府は放射性物質汚染対処特措法を定め、事故で生じた放射性廃棄物の処理を大幅に緩和し、8,000 ベクレル以下の廃棄物を通常の焼却や埋め立てなどで処分可能とするものとした。さらに、環境省は、ことし 6 月末、除染土を全国自治体の公共事業で使えるとする方針を正式決定しました。政府の方針は、放射性廃棄物を全国に拡散させることになり、国土を汚染させ、国民の健康をむしろ、命を危険にさらすこととなります。同時に、原発事故の完全収束に向けた責任を薄めることにもつながりかねません。中川村議会において決議するとともに、政府への意見書を求めるというものです。

審査の過程で出された内容について報告をいたします。

「宮田の廃棄物処理場に対する反対署名も 10 万筆を超えており、北信地域でも処分場の問題も起きてきている。この件はよそごとでなく、汚染物を持ち込ませない。強く上げていくべきだ。」「放射能汚染を薄めるために、この特措法ができたということの頭に置かなければならない。賛成はするが、それではどこに持っていくのかも考えなければならぬ。」「決議でなく、内容を入れた意見書として上げていくことがよいのでは。」「決議内容では中川村としては到底受け入れられないとしているが、よそならよいのかという違和感もある。」などが出されました。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議 長 委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

まず、一部採択に反対者の発言を許します。

○4 番 (鈴木 絹子) 経済総務委員会で不採択となった決議について、私は、中川村の議会として何としても発議したいと思い、賛成討論を行います。

伊那谷は、どこでも放射能に汚染されていません。緑豊かな山と清く流れる川に恵まれ、誇れる美しい自然は大事な大事な宝と思います。この中川村もその中の一つです。

子どもや孫たちの未来に影響を及ぼす放射性廃棄物を拡散することは、到底許されることではありません。私たちは、大人の責任として、はっきりそのことを声に出し、行動に移すことだと考えます。中川村と村民を危険から守る、未来を担う孫子の代までも危険から守る、これに尽きると考えます。

- 以上をもって賛成討論とします。
- 7 番 (小池 厚) 不採択に反対する、原案に賛成の立場で討論をしたいというふうに  
 思います。
- 宮田の産廃、今、4番議員が言いましたが、宮田の産廃処理場に対する反対について  
 は、議会でも議員全員が賛成してですね、署名活動も率先して取り組んだにもかか  
 わらず、国のほうで基準を緩和して産廃処理場に持っていってもいいよと、全国に広  
 げていいよという、それについては決議は上げないと、こんな矛盾したことはあり得  
 ないことをごさいまして、同じようにですね、この、さらに基準を緩和して、高レベ  
 ルのですね、放射能廃棄物をですね、まますれば持ち込まれないとも限らないわけ  
 で、それこそ事前にですね、決議を上げて、我が村では受け入れられないという意思  
 表示をすべきだと思ひまして、反対討論ということで参加しました。
- 議 長 次に、一部採択に賛成者の発言を許します。
- 9 番 (村田 豊) 緊急動議いいですか。
- 議 長 はい。
- 9 番 (村田 豊) いいですか。一部採択に対する、今、賛否ですね。
- 議 長 そうです。
- 9 番 (村田 豊) 原案じゃないんですね。
- 議 長 そうです。
- 9 番 (村田 豊) その辺の確認をしているんです。
- 議 長 原案じゃない、一部採択にですのでお間違えのないようにお願いします。  
 次に、一部採択に賛成者の発言を許します。  
 ありませんか。  
 [「なし」と呼ぶ者あり]
- 議 長 それでは、ほかに討論ありませんね。  
 これで討論を終わります。  
 これから採決を行います。  
 この陳情に対する委員長の報告は一部採択です。  
 陳情第13号について、中川村議会の決議は不採択とし、意見書の提出を採択とする  
 一部採択に賛成の方は挙手願います。  
 [賛成者挙手]
- 議 長 賛成、反対が同数です。したがって、議長が本件に対して裁決します。  
 陳情第13号については、議長は一部採択と裁決します。  
 日程第6 陳情第14号 「誰もが安心して利用できる医療・介護の実現を求める  
 意見書」の提出を求める陳情書  
 を議題とします。  
 本件は厚生文教委員会に付託してあります。  
 厚生文教委員長から審査結果の報告を求めます。
- 厚生文教委員長 それでは報告をいたします。

去る12月5日の本会議におきまして厚生文教委員会に付託されました陳情、受付番号第14号、「誰もが安心して利用できる医療・介護の実現を求める意見書」の提出を求める陳情書につきまして、12月の7日、第2委員会室において委員全員の出席のもと慎重に審査をいたします。

審査の結果は、賛成多数で採択でした。

この陳情の趣旨は、現在、2017年度の予算編成に向けた政府の作業で介護保険制度の見直しが進められ、利用料の2割負担対象者の拡大や要介護1・2の通所介護を市町村の総合事業に移すなど、給付の削減、負担増を図る内容になっている。これでは、国民の不安は増すばかりで、国に対して誰もが安心して利用できる医療・介護を実現するよう意見書を提出することを求める陳情でありました。

審査の過程で出された意見としましては、「財源の確保はどのようにするのか。」「市町村議会は財源確保まで考える必要はない。」「消費税等で確保した財源が福祉の財源となるように考えるべきだ。」「国として最低の制度保証は確立すべきだ。」「経済的な理由で介護を受けられない状況をつくってはいけない。」「もっと若い世代の将来のことも考えていく必要がある。」などでありました。

以上、審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○6 番 (柳生 仁) 私は厚生文教で審議した立場でありますけれども、この案件につきましては、趣旨は大変理解できるわけですが、現在の財政状況を考えますと、どうしても賛成っていうわけにはいかないわけがありますので、討論いたします。

医療、介護、全般については、少子高齢化の進行により法的負担が年々増大していく傾向にあります。我が国の医療保険制度、介護保険制度の持続可能性を図るため、給付と負担のバランスを見直すことは避けられないものと考えます。

もとより、制度の見直しに当たっては、慎重を期すことは言うまでもありませんが、現行制度の持続だけでは、医療保険制度、介護保険制度、持続可能性が損なわれ、現役世代の負担が増となることが考えられます。

毎日新聞の報道でございますが、社会保障費の給付でございますけれども、これは、福祉、その他年金、介護、医療、合せてでありますけれども、2015年では119.8兆円がありました。2020年では134.4兆円が必要とされておりまして、2025年では148.9兆円と、とどまるところがありません。これを現在のままで行けば、現役世代に、また、これから社会に参加する若者に大きな負担をかけることとなります。

一部では高額な防衛費を社会保障費にとの声も、報道等、聞こえてきますが、国民

の命を守る防衛費を充てるということは議論が違うと思います。

平成 28 年 10 月 6 日、参議院予算委員会で麻生太郎財務大臣は「この素案は、今後とも高齢化でますます社会保障費関係の伸びが見込まれる中で、社会保障分野の歳出改革は避けて通れない課題であること。」と、「当然と思いますが、受益と負担のバランスがとれた持続可能な制度を構築するためにも、社会保障というものの効率化や制度改革に不断に取り組む必要がある。」としています。

よって、私は、特に未来ある若者に多額な負担をかけさせないためにも、ただいま提出されました受理番号 14 号に対して、趣旨を理解し、趣旨採択とします。

以上です。

○議 長  
○ 5 番

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(中塚礼次郎) 私は賛成の立場で討論を行います。

政府が来年の通常国会で目指そうとする医療・介護制度の見直しが現在進められています。

陳情内容にもありますように、生活援助サービスの見直し、利用料の 2 割負担増者の拡大、要介護 1・2 の通所介護の市町村事業への移行など、給付の削減と負担増を図るものだというふうに思います。その上、保険料の値上げや入院・入所時の食事代、居住費など、利用者の負担をさらに引き上げようとしています。

私たちは、お年寄りを初め誰もが安心して生活できる医療、介護の実現のために最大限の力を出すべきだと思います。

国が検討中だからとか、まだ具体的になっていないからとか、国の問題だから村の議会ではとか、財源をどうするとか、いろんな意見があるというふうに思いますが、国がやることは私たち国民、村民に直接かかわってくることで、それによって安心した生活や地域の経済も大きく左右されることとなります。また、脅かされることとなります。国民や住民のために必要なことは何か、そのための財源をどうするか、それが国の政治であり、村の政治ではないでしょうか。

村民が安心して生活できる社会を目指して頑張る決意を申しまして、賛成討論いたします。

○議 長

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

賛成多数です。したがって、陳情第 14 号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第 7 発議第 1 号 軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書の提出について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長

朗読

○議長

趣旨説明を求めます。

○9番

(村田 豊) それでは、軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書を原案を朗読をいたします。

軽油引取税の課税免除措置については、平成30年3月末で廃止される状況にあります。軽油引取税課税免除の特例措置は、道路特定財源から一般財源に変わった後も農業用機械や船舶、倉庫や港湾などで使うフォークリフトなど、道路を使用しない機械燃料用の軽油について免税措置がされてきました。この措置が廃止された場合、冬季観光産業や農林水産業の広範な産業など、地域の経済全体にも深刻な影響を与えることが危惧されます。

以上のことから、国において次の事項について実現されるよう強く要請をいたします。

1、軽油引取税の課税免除措置を平成30年4月以降も継続すること。

以上でございます。

○議長

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第8 発議第2号 給付型奨学金制度の創設等を求める意見書の提出について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長

朗読

○議長

趣旨説明を求めます。

○3番

(松澤 文昭) それでは、私のほうから給付型奨学金制度の創設等を求める意見書の案文を朗読して提案理由とさせていただきます。

大学の学費の高騰と家計収入の減少により、奨学金に頼らなければ大学に進学できない学生が半数を超えるようになりました。卒業しても不安定な雇用で、十分な収入

が得られず、奨学金を返したくても返せない人たちも増加しています。社会人としてのスタートラインから数百万円の借金を背負うのは大変な重荷です。借金苦を避けるため、学びたくても進学を諦めざるを得ない子どもも後を絶ちません。長期に及ぶ返済の負担は、若者に結婚や子どもを持つことをもためらわせる要因ともなっています。若者ばかりでなく、子どもの奨学金返済の肩がわりで老後の生活資金を失う親も増えており、世代を超えた社会問題になっています。

貧困の連鎖を断ち、教育の機会均等を実現するとともに、少子化、人口減に歯どめをかけて持続可能な社会にするためにも、奨学金問題の早急な改善が必要です。

諸外国と比べてみても、日本は高等教育に対する公的支出がOECD諸国の中で最低の水準にあり、大学の授業料が有償で、国による給付型の奨学金制度がないのは日本だけです。

家計による教育費の負担は限界に達しており、将来を担う若者の学びと成長を社会で支えていく仕組みをつくっていくことが求められています。

こうした現状にかんがみ、本議会は政府に対し次の事項を要望します。

- 1、速やかに大学生を対象とした給付型奨学金制度を創設し、将来に向けて拡充していくこと。
- 2、貸与型奨学金にあつては、有利子から無利子への流れを加速し、無利子奨学金を大幅に拡充していくこと。速やかに無利子奨学金を受ける資格がありながら予算不足のために受けられない学生を解消すること。
- 3、大学等の学費の引き下げや授業料減免の拡充等の政策を実行していくこと。
- 4、奨学金の制度設計や意思決定、運営に当事者、利用者などの参画を図るとともに、情報公開を徹底していくこと。

以上、よろしくご審議をお願いします。

○議 長 これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。  
次に討論を行います。  
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。  
これから採決を行います。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。  
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。  
日程第9 発議第3号 放射性廃棄物を全国に拡散させないよう求める意見書の提出について  
を議題とします。



- 朗読願います。
- 事務局長 朗読
- 議長 趣旨説明を求めます。
- 1番 (高橋 昭夫) それでは、放射性廃棄物を全国に拡散させないよう求める意見書について、原案を朗読をし、提案理由とさせていただきます。
- 低線量の放射線被曝の影響は、これ以下ならば安全であるというしきい値がありません。したがって、被曝量が強まるとともに健康リスクが増大することを前提として被曝防護を行うことが国際的合意となっています。そのため、従来、100 ベクレルを超える放射性廃棄物はドラム缶に詰め、原発施設内で厳重に管理されてきました。ところが、2011年の福島原発事故を受け、政府は放射性物質汚染対処特措法を定め、事故で生じた放射性廃棄物の処理を大幅に緩和をして8,000 ベクレル以下であれば通常の廃棄物として処分できるとしました。さらに、ことしになり、環境省は8,000 ベクレル以下の除染土を全国自治体の公共事業で使えるとする方針を決定しました。その結果、従来の基準の80倍以上の放射性廃棄物が全国の廃棄物処理場に持ち込まれ、あるいは道路の盛り土の下に埋められることとなります。政府のこのような方針は、放射性廃棄物を全国に拡散させ、国土と国民の命を世界に前例のない危険にさらすことになりかねません。同時に、原発事故の完全収束に向けた政府責任を薄めることにもつながります。
- したがって、次の事項を強く要請します。
- 1、政府は、8,000 ベクレル以下の放射能汚染された廃棄物に関しても汚染のない地域への拡散を防ぎ、廃棄物処理の全工程に直接責任をもって厳重に集中管理すること。
- 以上であります。
- 議長 これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。
- 議長 〔「なし」と呼ぶ者あり〕  
質疑なしと認めます。  
次に討論を行います。  
討論ありませんか。
- 議長 〔「なし」と呼ぶ者あり〕  
討論なしと認めます。  
これから採決を行います。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
〔賛成者挙手〕
- 議長 全員賛成です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。
- 日程第10 発議第4号 誰もが安心して利用できる医療・介護の実現を求める意見書の提出について  
を議題とします。

○事務局長	朗読願います。
○議 長	朗読
○4 番	趣旨説明を求めます。 (鈴木 絹子) 案文の朗読をします。 誰もが安心して利用できる医療・介護の実現を求める意見書 現在、政府内で2017年通常国会に向けた介護保険制度の見直しの検討が進められています。その中には、生活援助のサービス見直しや利用料2割負担の対象者拡大、要介護1・2の通所介護を市町村の実施する総合事業に移すなど、給付の削減、負担増を図る内容となっています。さらに、保険料の値上げや入院・入所時の食事代、居住費などの患者、利用者の負担をさらに引き上げようとしています。 医療や介護に対する人々の負担と不満は膨らみ続け、これでは国民の将来不安は増すばかりであり、日本経済の再生もおぼつきません。今こそすべての人々に安全・安心の医療、介護を保障する政策への転換が必要です。 したがって、次の事項を要望します。 1、医療や介護の保険料が軽減できるよう、国の財政支援を増やすこと。 2、入院・入所時の食事代や居住費など、自己負担を増やす計画は中止すること。 3、生活援助を初めとするサービスの削減や利用料の引き上げを実施しないこと。 4、病院ベッドの削減計画を中止し、地域に必要な医療機関や介護・福祉施設を整備すること。 以上、よろしく願いいたします。
○議 長	これから質疑を行います。 質疑ありませんか。
○議 長	〔「なし」と呼ぶ者あり〕 質疑なしと認めます。 次に討論を行います。 討論ありませんか。
○議 長	〔「なし」と呼ぶ者あり〕 討論なしと認めます。 これから採決を行います。 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 〔賛成者挙手〕
○議 長	賛成多数です。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。 日程第11 発議第5号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について を議題とします。 朗読願います。
○事務局長	朗読
○議 長	趣旨説明を求めます。

- 1 番 (高橋 昭夫) 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について、以下、朗読をもって趣旨説明とさせていただきます。
- 地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっています。
- また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められています。
- しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっています。
- こうした中で、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにすることが議員を志す新たな人材確保につながっていくと考えます。
- したがって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望します。
- 以上であります。
- 議 長 これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議 長 質疑なしと認めます。  
次に討論を行います。  
討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議 長 討論なしと認めます。  
これから採決を行います。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
〔賛成者挙手〕
- 議 長 全員賛成です。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。  
日程第12 委員会の閉会中の継続調査について  
を議題とします。  
議会運営委員長、総務経済委員長及び厚生文教委員長から、議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。  
お諮りします。  
本件について委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議 長 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本定例会の会議に付された事件の審議はすべて終了しました。

ここで村長のあいさつをお願いいたします。

○村 長

平成28年中川村議会12月定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会では、提案申し上げましたすべての議案を原案どおりご承認いただきまして、まことにありがとうございました。

また、一般質問においてもさまざまなご意見を頂戴いたしましたこと、厚く御礼申し上げます。

年の瀬が近づき寒さも厳しくなっていますが、年明けには成人式や消防団出初式など多くの行事も予定されております。

議員各位におかれましては、何とぞ御自愛の上、御健勝にてよい新年を迎えていただき、村民のためますますご活躍してくださいますようお願い申し上げまして、定例会閉会のあいさつといたします。

大変ありがとうございました。

○議 長

これで本日の会議を閉じます。

以上で平成28年12月中川村議会定例会を閉会とします。

ご苦労さまでございました。

○事務局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後3時15分 閉会]

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 \_\_\_\_\_

署名議員 \_\_\_\_\_

署名議員 \_\_\_\_\_